改正後

（住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置）

第二条　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、法第二十一条第一項の規定により同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　（略）

二　関係行政機関、法第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、法第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者の意見を聴くこと。

2　（略）

（関係地方公共団体の意見の聴取）

第三条　都道府県及び指定都市等は、法第二十一条第一項の規定により地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くため、当該地方公共団体実行計画の案を関係地方公共団体に送付するものとする。

2　（略）

（都道府県及び市町村の公表）

第四条　都道府県及び市町村は、法第二十一条第十項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

（関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等）

第五条　都道府県及び指定都市等は、法第二十一条第十一項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければならない。

一～三　（略）

（指定の申請）

第六条　法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

五　（略）

改正前

（住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置）

第二条　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　（略）

二　関係行政機関、法第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、法第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者の意見を聴くこと。

2　（略）

（関係地方公共団体の意見の聴取）

第三条　都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第一項の規定により地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くため、当該地方公共団体実行計画の案を関係地方公共団体に送付するものとする。

2　（略）

（都道府県及び市町村の公表）

第四条　都道府県及び市町村は、法第二十条の三第十項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

（関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等）

第五条　都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第十一項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければならない。

一～三　（略）

（指定の申請）

第六条　法第二十四条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

一～三　（略）

四　法第二十四条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

五　（略）